○厚生労働省令第百七十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）及び関係法令の規定を実施するため、厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年十月二十二日

厚生労働大臣　後藤　茂之

厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うこととされているものに限る。）の際に職員が携帯するその身分を示す証明書及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第三条第二項（同法第六条第六項において準用する場合を含む。）に基づき同法第三条第一項の狂犬病予防員（同法第六条第六項において準用する場合にあっては、同条第二項の捕獲人）が携帯する証票は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の七第一項、第十八条の十六第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項（児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十一条の十四第一項、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項、第二十四条の三十九第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十八の二第一項、第四十六条第一項、第五十六条の八第七項、第五十七条の三第一項から第三項まで、第五十七条の三の二第一項、第五十七条の三の三第一項及び第四項並びに第五十九条第一項

二　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十条第一項

三　理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十三条第一項

四　墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十八条第一項

五　大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十一条第一項

六　興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第五条第一項

七　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第七条第一項及び第二項

八　公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第六条第一項

九　化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第六条第一項（同法第九条第五項において準用する場合を含む。）

十　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五条第一項及び消費生活協同組合法第九十四条第一項から第五項まで

十一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の八第一項、第二十五条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項（同法第七十条の二十において読み替えて準用する場合を含む。）

十二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十九条第一項及び第二項

十三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第四項及び第三十八条の六第一項

十四　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十八条第一項、第四十四条第一項及び第五十四条第一項（同法第五十四条の二第五項及び第六項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。）

十五　クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の十三第二項及び第十条第一項

十六　毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第十八条第一項（同法第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

十七　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十六条第一項

十八　診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十八条第二項

十九　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十二条第一項及び第二項

二十　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十八第一項及び第二項並びに第五十八条の六第五項

二十一　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十七条第一項

二十二　あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第四十四条第二項

二十三　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二十七条第一項

二十四　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十四条第一項

二十五　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第十四条第一項

二十六　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第六十条第一項

二十七　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三十九条第一項から第三項まで及び第四十条第八項

二十八　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の五第一項